

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と審査基準との整理表

第1編 総則

第2編 放射線管理

第4編 プルトニウム研究1棟の管理

令和3年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第1号～第2号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第3号 使用施設の操作を行う者の職務及び組織 1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 ここで、使用者については、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。 しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。 (1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。 ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。 (2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。 ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。 ① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）に対し、意見具申等を行うこと。 ② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 ③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 ④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 ⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 ⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 ⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。 (3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重 ① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。 ② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。 (4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所あたりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。 (5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置 核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所あたりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、(1)と同様の事項が明記されていること。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第1編（総則）】 第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 （職務） 第7条 (1)～(16) （省略）</p> <p>(17) 工務第1課長は、施設管理者として、廃棄物処理場、<u>プルトニウム研究1棟</u>、JRR-3、燃料試験施設、廃棄物安全試験施設、NSRR、バックエンド研究施設及びFCAの特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。</p> <p>(18)～(22)（省略）</p> <p>(23) 放射線管理第2課長は、施設管理者として、廃棄物処理場、<u>プルトニウム研究1棟</u>、燃料試験施設、廃棄物安全試験施設、NSRR、バックエンド研究施設及びFCAにおける放射線測定機器の運転及び保守並びに区域放射線管理担当課長として、廃棄物処理場、<u>プルトニウム研究1棟</u>、燃料試験施設、廃棄物安全試験施設、NSRR、バックエンド研究施設及びFCAの線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度及び気体廃棄物中・液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定に関する業務を行う。</p> <p>(24)～(30)（省略） (31)～(32)（省略） (33)～(35)（省略）</p> <p>(36) ホット使用施設管理課長は、臨界ホット試験技術部長が行う統括に関する庶務の業務並びに<u>施設管理者として、プルトニウム研究1棟の本体施設の使用及び保守、核燃料管理者として、プルトニウム研究1棟の核燃料物質の管理並びに区域管理者として、プルトニウム研究1棟の管理区域に係る放射線管理に関する業務</u>を行う。</p> <p>(37)～(41)（省略）</p> <p>2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。</p> <p>3 同一の使用施設等が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>4 同一の使用施設等が複数の施設管理者によって使用又は運転をされている場合における使用又は運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についてもこれを準用する。</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p> <p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p> <p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため （ホット使用施設管理課長は、臨界ホット試験技術部の筆頭課として庶務の業務を行う）</p>

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）											備考					
	別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連（第7条第2項関係）																
	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: middle;">保安活動及び 品質マネジメント活動</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; vertical-align: middle;">職位</td> </tr> </table>	保安活動及び 品質マネジメント活動			職位	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物の管理		非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー
	保安活動及び 品質マネジメント活動																
		職位															
	理事長	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-		○				
	統括監査の職	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○		○				
	監査プロセスの管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		○				
	研究所の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		○				
	安全・核セキュリティ統括部長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		○				
	契約部長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○		-				
	本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		○				
	所長	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○		-				
	原子力施設検査室長	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○		-				
	保安管理部長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○		-				
	安全対策課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-		-				
	施設安全課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-		-				
	危機管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-		-				
	核物質管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-		-				
	品質保証課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-		-				
	放射線管理部長	○	○	○	-	○	-	○	○	-	○		-				
	線量管理課長	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-		-				
	環境放射線管理課長	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-		-				
	放射線管理第1課長	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-		-				
	放射線管理第2課長	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-		-				
	工務技術部長	○	○	○	-	-	○	○	○	-	○		-				
	技術管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-		-				
	工務第1課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-		-				
	工務第2課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-		-				
	研究炉加速器技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○		-				
	計画調整課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-		-				
利用施設管理課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-						
研究炉技術課長	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-						
JRR-3管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-						
JRR-4管理課長	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-						
NSRR管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-						
臨界ホット試験技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-						
ホット使用施設管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-						
実用燃料試験課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-						

プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため
（ホット使用施設管理課長は、臨界ホット試験技術部の筆頭課として庶務の業務を行う）

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（プルトニウム研究1棟）

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第4号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第5号 使用施設等の操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 核燃料物質の使用等に必要な従業員の確保について定められていること。 2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。 4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。 6. 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。 	<p>3 前項の分任区域管理者が行う区域管理のとりまとめは、区域管理者が行う。</p> <p>4 第2項の分任区域管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p> <p>5 区域管理者は次の第1号から第3号に掲げる業務を、区域放射線管理担当課長は次の第4号から第6号に掲げる業務を行う。</p> <p><u>【原科研使用施設等保安規定第4編（プルトニウム研究1棟の管理）】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 通則</u> (要員の配置)</p> <p>第1条 <u>ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、本体施設の使用中は、本体施設及び特定施設に係る保安に必要な要員を配置しなければならない。</u> (手引の作成)</p> <p>第2条 <u>ホット使用施設管理課長は本体施設、工務第1課長は特定施設に関し、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、ホット使用施設管理課長は臨界ホット試験技術部長の承認を、工務第1課長は工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。本体施設の手引の作成及び変更に当たっては、第1編第5条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用の管理に関する事項 (2) 保守管理に関する事項 (3) 核燃料物質の管理に関する事項（本体施設のみ） (4) 異常時の措置に関する事項 <p>2 <u>工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、第1項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</u> (年間使用計画)</p> <p>第3条 <u>臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用の目的 (2) 使用の予定期間 (3) 使用する核燃料物質の種類及び量 (4) 使用の方法及び使用後の措置の概略 (5) 定期事業者検査の予定期間 (6) 第15条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間 <p>2 <u>所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u> (使用実施計画)</p> <p>第4条 <u>ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を使用しようとするときは、前条の年間使用計</u></p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p>

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考																																										
	<p>画に基づき、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用実施計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 使用の開始及び終了の予定期日 (2) 使用する核燃料物質の種類及び量 (3) 使用の方法及び使用後の処置 (4) 核燃料物質の貯蔵及び廃棄の方法</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 ホット使用施設管理課長は、第1項の承認を受けたときは、その実施前に、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限 （使用施設の使用上の制限）</p> <p>第5条 ホット使用施設管理課長は、使用場所ごとに、別表第1に掲げる核燃料物質の最大使用量をを超えて使用してはならない。</p> <p>2 ホット使用施設管理課長は、使用場所ごとに、前項の核燃料物質の最大使用量を表示しなければならない。</p> <p>3 ホット使用施設管理課長は、プルトニウム研究1棟において核燃料物質を貯蔵した容器を収納した容器の開封は行わない。</p> <p>別表第1 核燃料物質の最大使用量</p> <table border="1" data-bbox="1368 1010 2421 1514"> <thead> <tr> <th>使用場所</th> <th>プルトニウム</th> <th>天然ウラン</th> <th>劣化ウラン</th> <th>濃縮ウラン</th> <th>トリウム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>101号室</td> <td>0 g</td> <td>0 g</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>102号室</td> <td>0 g</td> <td>0 g</td> <td>—</td> <td>0 g</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>103号室</td> <td>0 g</td> <td>0 g</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>106号室</td> <td>0 g</td> <td>0 g</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>107号室</td> <td>0 g</td> <td>0 g</td> <td>—</td> <td>0 g</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>108号室</td> <td>0 g</td> <td>0 g</td> <td>0 g</td> <td>0 g</td> <td>0 g</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：全ての使用場所で、核燃料物質を使用しない。</p> <p style="text-align: center;">第2節 使用上の条件 （警報装置の作動条件）</p> <p>第6条 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、別表第2に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、それぞれ臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長の承認を受けたときは、これを変更し、又は解除することができる。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長及び工務技術部長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項ただし書の承認を受けようとするときは、ホット使用施設管理課</p>	使用場所	プルトニウム	天然ウラン	劣化ウラン	濃縮ウラン	トリウム	101号室	0 g	0 g	—	—	—	102号室	0 g	0 g	—	0 g	—	103号室	0 g	0 g	—	—	—	106号室	0 g	0 g	—	—	—	107号室	0 g	0 g	—	0 g	—	108号室	0 g	0 g	0 g	0 g	0 g	<p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p>
使用場所	プルトニウム	天然ウラン	劣化ウラン	濃縮ウラン	トリウム																																							
101号室	0 g	0 g	—	—	—																																							
102号室	0 g	0 g	—	0 g	—																																							
103号室	0 g	0 g	—	—	—																																							
106号室	0 g	0 g	—	—	—																																							
107号室	0 g	0 g	—	0 g	—																																							
108号室	0 g	0 g	0 g	0 g	0 g																																							

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考																														
	<p><u>長の同意を得なければならない。</u></p> <p>別表第2 警報装置の作動条件</p> <table border="1" data-bbox="1368 331 2421 1125"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>警 報 装 置</th> <th>作 動 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体施設</td> <td><u>グローブボックス内の負圧</u></td> <td><u>室内に対し 49 Pa 以下</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">特 定 施 設</td> <td><u>非常用電源</u></td> <td><u>非常用電源異常停止</u></td> </tr> <tr> <td><u>排気第1系統ダクト内負圧</u></td> <td><u>736 Pa 以下</u></td> </tr> <tr> <td><u>排気第2系統ダクト内負圧</u></td> <td><u>491 Pa 以下</u></td> </tr> <tr> <td><u>排気第3系統ダクト内負圧</u></td> <td><u>491 Pa 以下</u></td> </tr> <tr> <td><u>排気第11系統ダクト内負圧</u></td> <td><u>491 Pa 以下</u></td> </tr> <tr> <td><u>排気第8系統ダクト内負圧</u></td> <td><u>736 Pa 以下</u></td> </tr> <tr> <td><u>ろ過水</u></td> <td><u>ろ過水断水</u></td> </tr> <tr> <td><u>廃液貯槽</u></td> <td><u>0.95 m 水位以上</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>集水ピット</u></td> <td><u>1.2 m 水位以上</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(負圧の維持)</u></p> <p>第7条 工務第1課長は、別表第3に掲げる設備等の負圧を維持しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、工務技術部長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 工務技術部長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項ただし書の承認を受けようとするときは、ホット使用施設管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>4 ホット使用施設管理課長は、別表第3に掲げるグローブボックスの負圧を維持しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、臨界ホット試験技術部長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 工務第1課長及びホット使用施設管理課長は、第1項及び第4項ただし書の規定により負圧の維持ができないときは、その所掌に係る排気設備、グローブボックス等の外部への汚染の拡大を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>別表第3 常用負圧維持値</p> <table border="1" data-bbox="1368 1797 2386 1873"> <thead> <tr> <th>設 備 等</th> <th>負 圧 維 持 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	警 報 装 置	作 動 条 件	本体施設	<u>グローブボックス内の負圧</u>	<u>室内に対し 49 Pa 以下</u>	特 定 施 設	<u>非常用電源</u>	<u>非常用電源異常停止</u>	<u>排気第1系統ダクト内負圧</u>	<u>736 Pa 以下</u>	<u>排気第2系統ダクト内負圧</u>	<u>491 Pa 以下</u>	<u>排気第3系統ダクト内負圧</u>	<u>491 Pa 以下</u>	<u>排気第11系統ダクト内負圧</u>	<u>491 Pa 以下</u>	<u>排気第8系統ダクト内負圧</u>	<u>736 Pa 以下</u>	<u>ろ過水</u>	<u>ろ過水断水</u>	<u>廃液貯槽</u>	<u>0.95 m 水位以上</u>		<u>集水ピット</u>	<u>1.2 m 水位以上</u>	設 備 等	負 圧 維 持 値			<p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p>
区分	警 報 装 置	作 動 条 件																														
本体施設	<u>グローブボックス内の負圧</u>	<u>室内に対し 49 Pa 以下</u>																														
特 定 施 設	<u>非常用電源</u>	<u>非常用電源異常停止</u>																														
	<u>排気第1系統ダクト内負圧</u>	<u>736 Pa 以下</u>																														
	<u>排気第2系統ダクト内負圧</u>	<u>491 Pa 以下</u>																														
	<u>排気第3系統ダクト内負圧</u>	<u>491 Pa 以下</u>																														
	<u>排気第11系統ダクト内負圧</u>	<u>491 Pa 以下</u>																														
	<u>排気第8系統ダクト内負圧</u>	<u>736 Pa 以下</u>																														
	<u>ろ過水</u>	<u>ろ過水断水</u>																														
	<u>廃液貯槽</u>	<u>0.95 m 水位以上</u>																														
	<u>集水ピット</u>	<u>1.2 m 水位以上</u>																														
設 備 等	負 圧 維 持 値																															

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）		備考											
	排気第1系統ダクト内負圧	833 Pa 以上	プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため											
	排気第2系統ダクト内負圧	588 Pa 以上												
	排気第3系統ダクト内負圧	588 Pa 以上												
	排気第11系統ダクト内負圧	588 Pa 以上												
	排気第8系統ダクト内負圧	833 Pa 以上												
	グローブボックス	98 Pa 以上												
	<p style="text-align: center;">第3節 作業上の確認 (使用の通知等)</p> <p>第8条 ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、プルトニウム研究1棟の使用に係る必要な事項についての通知及び必要な措置についての要請を相互に行うものとし、ホット使用施設管理課長は、グローブボックスの使用、緊急の必要があると認めるときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に対し、保安上必要な措置を講ずべきことを指示することができる。 (重要な設備等の操作)</p> <p>第9条 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、別表第4に掲げる保安上重要な設備等の操作については、それぞれ、第2条に定める手引により行わなければならない。</p>													
	<p>別表第4 保安上重要な設備等</p> <table border="1" data-bbox="1368 1121 2436 1423"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設</th> <th>設備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体施設</td> <td>使用施設</td> <td>(1) グローブボックス (2) フード (3) 負圧計 (4) 警報装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定施設</td> <td>廃棄施設</td> <td>(1) 気体廃棄設備 (2) 液体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>上記以外の施設</td> <td>(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備</td> </tr> </tbody> </table>		区分	施設	設備等	本体施設	使用施設	(1) グローブボックス (2) フード (3) 負圧計 (4) 警報装置	特定施設	廃棄施設	(1) 気体廃棄設備 (2) 液体廃棄設備	上記以外の施設	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備	
区分	施設	設備等												
本体施設	使用施設	(1) グローブボックス (2) フード (3) 負圧計 (4) 警報装置												
特定施設	廃棄施設	(1) 気体廃棄設備 (2) 液体廃棄設備												
	上記以外の施設	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備												
	<p>(施設の運転管理)</p> <p>第10条 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業を開始しようとするときは、別表第5に掲げる設備等を点検しなければならない。</p> <p>2 ホット使用施設管理課長は、前項の点検において異常がないことを確認した後でなければ、核燃料物質の取扱い作業を開始してはならない。</p> <p>3 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業中は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、保安上重要な機器が正常に作動していることを監視しなければならない。</p> <p>4 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、核燃料物質の取扱い作業を終了したときは、別表第5に掲げる設備等を点検しなければならない。</p>													

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考																																								
	<p>別表第5 施設の運転管理</p> <table border="1" data-bbox="1353 262 2454 888"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設備等</th> <th>点検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本体施設</td> <td>グローブボックス</td> <td>(1)負圧が正常に維持されていること (2)グローブ及びビニルバッグに損傷がないこと (3)外部汚染がないこと</td> </tr> <tr> <td>フード</td> <td>風向が正常に維持されていること</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特定施設</td> <td>受変電設備</td> <td>電圧、電流、電力等が正常であること</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>燃料油、潤滑油、冷却水、操作機器等が正常であること</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> <td>電源、電圧、操作機器等が正常であること</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄設備</td> <td>警報水位以下で配管バルブ等が正常であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（特定施設の運転停止時の措置）</u> 第11条 工務第1課長は、特定施設の機器の運転を停止しようとするときは、ホット使用施設管理課長の同意を得るとともに、本体施設の保安に支障のないことを確認し、運転の停止に係る機器について保安に支障のないことを確認しなければならない。</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 <u>（核燃料物質の使用等の制限）</u> 第18条 ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を受け入れるときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量（以下「年間予定使用量」という。）を超えないようにして行わなければならない。 (1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。 (2) 1年間に受け入れる核燃料物質の量が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。 2 前項の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第8 核燃料物質の年間予定使用量</p> <table border="1" data-bbox="1374 1493 2421 1883"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劣化ウラン</td> <td>5kg</td> <td>5kg</td> </tr> <tr> <td>天然ウラン</td> <td>12kg</td> <td>12kg</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 5%未満</td> <td>1kg (²³⁵U量 50g)</td> <td>1kg (²³⁵U量 50g)</td> </tr> <tr> <td> 5%以上 20%未満</td> <td>500g (²³⁵U量 100g)</td> <td>500g (²³⁵U量 100g)</td> </tr> <tr> <td> 20%以上</td> <td>500g (²³⁵U量 465g)</td> <td>500g (²³⁵U量 465g)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設備等	点検項目	本体施設	グローブボックス	(1)負圧が正常に維持されていること (2)グローブ及びビニルバッグに損傷がないこと (3)外部汚染がないこと	フード	風向が正常に維持されていること	特定施設	受変電設備	電圧、電流、電力等が正常であること	非常用電源設備	燃料油、潤滑油、冷却水、操作機器等が正常であること	気体廃棄設備	電源、電圧、操作機器等が正常であること	液体廃棄設備	警報水位以下で配管バルブ等が正常であること	核燃料物質の種類	年間予定使用量		最大存在量	延べ取扱量	劣化ウラン	5kg	5kg	天然ウラン	12kg	12kg	濃縮ウラン			5%未満	1kg (²³⁵ U量 50g)	1kg (²³⁵ U量 50g)	5%以上 20%未満	500g (²³⁵ U量 100g)	500g (²³⁵ U量 100g)	20%以上	500g (²³⁵ U量 465g)	500g (²³⁵ U量 465g)	<p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p>
区分	設備等	点検項目																																								
本体施設	グローブボックス	(1)負圧が正常に維持されていること (2)グローブ及びビニルバッグに損傷がないこと (3)外部汚染がないこと																																								
	フード	風向が正常に維持されていること																																								
特定施設	受変電設備	電圧、電流、電力等が正常であること																																								
	非常用電源設備	燃料油、潤滑油、冷却水、操作機器等が正常であること																																								
	気体廃棄設備	電源、電圧、操作機器等が正常であること																																								
	液体廃棄設備	警報水位以下で配管バルブ等が正常であること																																								
核燃料物質の種類	年間予定使用量																																									
	最大存在量	延べ取扱量																																								
劣化ウラン	5kg	5kg																																								
天然ウラン	12kg	12kg																																								
濃縮ウラン																																										
5%未満	1kg (²³⁵ U量 50g)	1kg (²³⁵ U量 50g)																																								
5%以上 20%未満	500g (²³⁵ U量 100g)	500g (²³⁵ U量 100g)																																								
20%以上	500g (²³⁵ U量 465g)	500g (²³⁵ U量 465g)																																								

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）			備考																		
	<p><u>プルトニウム（密封）</u></p> <p><u>プルトニウム（非密封）</u></p> <p><u>トリウム</u></p>	<p><u>5g</u></p> <p><u>395g</u></p> <p><u>1kg</u></p>	<p><u>5g</u></p> <p><u>395g</u></p> <p><u>1kg</u></p>	<p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p>																		
<p><u>（核燃料物質の受入）</u></p>																						
<p>第18条の2 <u>ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</u></p>																						
<p><u>(1) 受け入れる年月日</u></p>																						
<p><u>(2) 核燃料物質の種類及び数量</u></p>																						
<p><u>（核燃料物質の払出）</u></p>																						
<p>第18条の3 <u>ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を払い出すときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</u></p>																						
<p><u>(1) 払い出す年月日</u></p>																						
<p><u>(2) 核燃料物質の種類及び数量</u></p>																						
<p><u>（貯蔵）</u></p>																						
<p>第19条 <u>ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第9(1)、(2)に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。</u></p>																						
<p>2 <u>ホット使用施設管理課長は、別表第9(1)、(2)に掲げる設備ごとに最大貯蔵量を表示しなければならない。</u></p>																						
<p>3 <u>ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</u></p>																						
<p>4 <u>ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵した容器を収納した容器について、定期的に点検しなければならない。</u></p>																						
<p>別表第9(1) <u>核燃料物質の貯蔵制限量</u></p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1338 1161 1911 1197">貯蔵施設</th> <th data-bbox="1911 1161 2418 1197">最大貯蔵量</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1338 1197 1641 1266">場所</th> <th data-bbox="1641 1197 1911 1266">設備</th> <th data-bbox="1911 1197 2418 1266"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 1266 1641 1409"><u>101号室*</u></td> <td data-bbox="1641 1266 1911 1409"><u>保管庫 101</u></td> <td data-bbox="1911 1266 2418 1409"> <u>天然ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>劣化ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>トリウム 溶液、固体 0g</u> <u>濃縮ウラン 溶液、固体 0g</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 1409 1641 1551"><u>102号室*</u></td> <td data-bbox="1641 1409 1911 1551"><u>保管庫 102</u></td> <td data-bbox="1911 1409 2418 1551"> <u>天然ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>劣化ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>トリウム 溶液、固体 0g</u> <u>濃縮ウラン 溶液、固体 0g</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 1551 1641 1694"><u>103号室*</u></td> <td data-bbox="1641 1551 1911 1694"><u>保管庫 103</u></td> <td data-bbox="1911 1551 2418 1694"> <u>天然ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>劣化ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>トリウム 溶液、固体 0g</u> <u>濃縮ウラン 溶液、固体 0g</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 1694 1641 1843"><u>106号室*</u></td> <td data-bbox="1641 1694 1911 1843"><u>保管庫 106</u></td> <td data-bbox="1911 1694 2418 1843"> <u>天然ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>劣化ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>トリウム 溶液、固体 0g</u> <u>濃縮ウラン 溶液、固体 0g</u> </td> </tr> </tbody> </table>					貯蔵施設		最大貯蔵量	場所	設備		<u>101号室*</u>	<u>保管庫 101</u>	<u>天然ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>劣化ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>トリウム 溶液、固体 0g</u> <u>濃縮ウラン 溶液、固体 0g</u>	<u>102号室*</u>	<u>保管庫 102</u>	<u>天然ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>劣化ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>トリウム 溶液、固体 0g</u> <u>濃縮ウラン 溶液、固体 0g</u>	<u>103号室*</u>	<u>保管庫 103</u>	<u>天然ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>劣化ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>トリウム 溶液、固体 0g</u> <u>濃縮ウラン 溶液、固体 0g</u>	<u>106号室*</u>	<u>保管庫 106</u>	<u>天然ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>劣化ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>トリウム 溶液、固体 0g</u> <u>濃縮ウラン 溶液、固体 0g</u>
貯蔵施設		最大貯蔵量																				
場所	設備																					
<u>101号室*</u>	<u>保管庫 101</u>	<u>天然ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>劣化ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>トリウム 溶液、固体 0g</u> <u>濃縮ウラン 溶液、固体 0g</u>																				
<u>102号室*</u>	<u>保管庫 102</u>	<u>天然ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>劣化ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>トリウム 溶液、固体 0g</u> <u>濃縮ウラン 溶液、固体 0g</u>																				
<u>103号室*</u>	<u>保管庫 103</u>	<u>天然ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>劣化ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>トリウム 溶液、固体 0g</u> <u>濃縮ウラン 溶液、固体 0g</u>																				
<u>106号室*</u>	<u>保管庫 106</u>	<u>天然ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>劣化ウラン 溶液、固体 0g</u> <u>トリウム 溶液、固体 0g</u> <u>濃縮ウラン 溶液、固体 0g</u>																				

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）			備考																												
	<u>107号室</u> *	<u>保管庫 107</u>	天然ウラン 溶液、固体 0 g 劣化ウラン 溶液、固体 0 g トリウム 溶液、固体 0 g 濃縮ウラン 溶液、固体 0 g	プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため																												
	<u>108号室</u> *	<u>保管庫 108</u>	天然ウラン 溶液、固体 0 g 劣化ウラン 溶液、固体 0 g トリウム 溶液、固体 0 g 濃縮ウラン 溶液、固体 0 g																													
※：101号室、102号室、103号室、106号室、107号室及び108号室で核燃料物質を貯蔵しない。																																
別表第9(2) 核燃料物質の貯蔵制限量																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1374 625 1893 695">貯蔵施設</th> <th data-bbox="1893 625 2436 695" rowspan="2">最大貯蔵量</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1374 695 1605 772">場所</th> <th data-bbox="1605 695 1893 772">設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>109号室</u></td> <td data-bbox="1605 772 1893 842"><u>貯蔵棚 A</u></td> <td data-bbox="1893 772 2436 842"> プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 842 1893 911"><u>貯蔵棚 B</u></td> <td data-bbox="1893 842 2436 911"> プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 911 1893 980"><u>貯蔵棚 C</u></td> <td data-bbox="1893 911 2436 980"> プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 980 1893 1050"><u>貯蔵棚 D</u></td> <td data-bbox="1893 980 2436 1050"> プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1050 1893 1119"><u>貯蔵棚 E</u></td> <td data-bbox="1893 1050 2436 1119"> プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1119 1893 1188"><u>貯蔵棚 F</u></td> <td data-bbox="1893 1119 2436 1188"> プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1188 1893 1257"><u>貯蔵棚 G</u></td> <td data-bbox="1893 1188 2436 1257"> プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1257 1893 1327"><u>貯蔵棚 H</u></td> <td data-bbox="1893 1257 2436 1327"> プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1327 1893 1488"><u>貯蔵棚 I</u></td> <td data-bbox="1893 1327 2436 1488"> 天然ウラン 固体 12 kg 劣化ウラン 固体 5 kg トリウム 固体 1 kg 濃縮ウラン 固体 500 g </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1488 1893 1633"><u>貯蔵棚 J</u></td> <td data-bbox="1893 1488 2436 1633"> 天然ウラン 固体 12 kg 劣化ウラン 固体 5 kg トリウム 固体 1 kg 濃縮ウラン 固体 500 g </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1633 1893 1778"><u>貯蔵棚 K</u></td> <td data-bbox="1893 1633 2436 1778"> 天然ウラン 固体 12 kg 劣化ウラン 固体 5 kg トリウム 固体 1 kg 濃縮ウラン 固体 500 g </td> </tr> </tbody> </table>					貯蔵施設		最大貯蔵量	場所	設備	<u>109号室</u>	<u>貯蔵棚 A</u>	プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g	<u>貯蔵棚 B</u>	プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g	<u>貯蔵棚 C</u>	プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g	<u>貯蔵棚 D</u>	プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g	<u>貯蔵棚 E</u>	プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g	<u>貯蔵棚 F</u>	プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g	<u>貯蔵棚 G</u>	プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g	<u>貯蔵棚 H</u>	プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g	<u>貯蔵棚 I</u>	天然ウラン 固体 12 kg 劣化ウラン 固体 5 kg トリウム 固体 1 kg 濃縮ウラン 固体 500 g	<u>貯蔵棚 J</u>	天然ウラン 固体 12 kg 劣化ウラン 固体 5 kg トリウム 固体 1 kg 濃縮ウラン 固体 500 g	<u>貯蔵棚 K</u>	天然ウラン 固体 12 kg 劣化ウラン 固体 5 kg トリウム 固体 1 kg 濃縮ウラン 固体 500 g
貯蔵施設		最大貯蔵量																														
場所	設備																															
<u>109号室</u>	<u>貯蔵棚 A</u>	プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g																														
	<u>貯蔵棚 B</u>	プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g																														
	<u>貯蔵棚 C</u>	プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g																														
	<u>貯蔵棚 D</u>	プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g																														
	<u>貯蔵棚 E</u>	プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g																														
	<u>貯蔵棚 F</u>	プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g																														
	<u>貯蔵棚 G</u>	プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g																														
	<u>貯蔵棚 H</u>	プルトニウム 固体 100 g 天然ウラン 固体 500 g																														
	<u>貯蔵棚 I</u>	天然ウラン 固体 12 kg 劣化ウラン 固体 5 kg トリウム 固体 1 kg 濃縮ウラン 固体 500 g																														
	<u>貯蔵棚 J</u>	天然ウラン 固体 12 kg 劣化ウラン 固体 5 kg トリウム 固体 1 kg 濃縮ウラン 固体 500 g																														
	<u>貯蔵棚 K</u>	天然ウラン 固体 12 kg 劣化ウラン 固体 5 kg トリウム 固体 1 kg 濃縮ウラン 固体 500 g																														

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）			備考												
		<p style="text-align: center;">貯蔵棚 L</p>	<table border="1"> <tr><td>天然ウラン</td><td>固体</td><td>12 kg</td></tr> <tr><td>劣化ウラン</td><td>固体</td><td>5 kg</td></tr> <tr><td>トリウム</td><td>固体</td><td>1 kg</td></tr> <tr><td>濃縮ウラン</td><td>固体</td><td>500 g</td></tr> </table>	天然ウラン	固体	12 kg	劣化ウラン	固体	5 kg	トリウム	固体	1 kg	濃縮ウラン	固体	500 g	<p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p>
天然ウラン	固体	12 kg														
劣化ウラン	固体	5 kg														
トリウム	固体	1 kg														
濃縮ウラン	固体	500 g														
	<p style="text-align: center;">貯蔵棚 M</p>	<table border="1"> <tr><td>天然ウラン</td><td>固体</td><td>12 kg</td></tr> <tr><td>劣化ウラン</td><td>固体</td><td>5 kg</td></tr> <tr><td>トリウム</td><td>固体</td><td>1 kg</td></tr> <tr><td>濃縮ウラン</td><td>固体</td><td>500 g</td></tr> </table>	天然ウラン	固体	12 kg	劣化ウラン	固体	5 kg	トリウム	固体	1 kg	濃縮ウラン	固体	500 g		
天然ウラン	固体	12 kg														
劣化ウラン	固体	5 kg														
トリウム	固体	1 kg														
濃縮ウラン	固体	500 g														
	<p style="text-align: center;">貯蔵棚 N</p>	<table border="1"> <tr><td>天然ウラン</td><td>固体</td><td>12 kg</td></tr> <tr><td>劣化ウラン</td><td>固体</td><td>5 kg</td></tr> <tr><td>トリウム</td><td>固体</td><td>1 kg</td></tr> <tr><td>濃縮ウラン</td><td>固体</td><td>500 g</td></tr> </table>	天然ウラン	固体	12 kg	劣化ウラン	固体	5 kg	トリウム	固体	1 kg	濃縮ウラン	固体	500 g		
天然ウラン	固体	12 kg														
劣化ウラン	固体	5 kg														
トリウム	固体	1 kg														
濃縮ウラン	固体	500 g														
<p style="text-align: center;">（臨界管理）</p> <p>第20条 <u>ホット使用施設管理課長は、核燃料物質について、使用、運搬、貯蔵その他の取扱いをするときは、いかなる場合においても、臨界に達することがないように管理しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 （警報装置が作動した場合の措置）</p> <p>第21条 <u>ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設の警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し適宜の措置を講じなければならない。この場合において、その原因及び状況並びに講じた措置を必要に応じて相互に通報しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 （点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第22条 <u>ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、巡視及び点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、適宜の措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置を相互に通報しなければならない。</u></p> <p>2 <u>ホット使用施設管理課長は、前項の通報を受けたとき及び第2編第55条第2項の規定により放射線管理第2課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、適宜の措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 <u>ホット使用施設管理課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常がプルトニウム研究1棟の使用に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長、核燃料取扱主任者、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通報しなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、プルトニウム研究1棟の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がプルトニウム研究1棟の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（火災発生時の措置）</p> <p>第22条の2 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第34条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>火災鎮火後、ホット使用施設管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管</u></p>																

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考
	<p><u>理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</u></p> <p><u>3 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をホット使用施設管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>4 ホット使用施設管理課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置</u> <u>（勤務時間外に異常が発生した場合の措置）</u></p> <p><u>第23条 勤務時間外において、第1編第34条第2項の規定により異常が発生した旨の通報を受けたものは、ただちに現場に赴き、又は第1編第33条第1項第3号に定める通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況をホット使用施設管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>2 ホット使用施設管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がプルトニウム研究1棟の使用に支障を及ぼすと認めるときは、ただちに、臨界ホット試験技術部長、核燃料取扱主任者、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、プルトニウム研究1棟の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がプルトニウム研究1棟の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4節 自然現象等が発生した場合の措置</u> <u>（地震後の措置）</u></p> <p><u>第23条の2 東海村で震度4以上の地震が発生したときは、ホット使用施設管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p><u>2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果をホット使用施設管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>3 ホット使用施設管理課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p>	

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第6号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関する事 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関する事 9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第4編（プルトニウム研究1棟の管理）】 第6章 放射線管理 （管理区域の区分） <u>第24条 プルトニウム研究1棟に係る管理区域の区分は、別図に示すとおりとする。</u> 別図 プルトニウム研究1棟平面図 （記載省略）</p>	<p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第7号～8号（省略）</p>		<p>本申請の範囲外</p>

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考																						
<p>使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。 2. 放射線測定器の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第2編（放射線管理）】 第5章 放射線管理施設の管理 （放射線測定機器の維持点検） 第36条 区域放射線管理担当課長は、第3編第33条、第4編第25条、第5編第22条、第6編第27条、第7編第22条、第8編第22条、第9編第33条、第10編第24条、第11編第26条及び第12編第25条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。 2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。ただし、使用施設等の使用が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっては、1月を超えない範囲内で1回以上、巡視するものとする。 3 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。 4 環境放射線管理課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。 5 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第10編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める設備保全整理表並びに第35条の4において環境放射線管理課長が定める設備保全整理表により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>【原科研使用施設等保安規定第4編（プルトニウム研究1棟の管理）】 第6章 放射線管理 （放射線測定機器） 第25条 第2編第36条に規定するプルトニウム研究1棟に係る放射線測定機器は、別表第10及び別表第11に掲げるとおりとする。 （放射線測定機器の警報装置の作動条件） 第26条 放射線管理第2課長は、別表第12に掲げるところにより、警報装置が作動するようこれを設定しなければならない。</p> <p>別表第10 放射線測定機器及び測定箇所</p> <table border="1" data-bbox="1359 1465 2448 1843"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>測定箇所</th> <th>指示範囲</th> <th>数量</th> <th>使用方法</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">排気ダスト モニタ</td> <td>排気口Ⅰ</td> <td>0～10⁵ s⁻¹</td> <td>1</td> <td rowspan="2">排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。</td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td>排気口Ⅱ、Ⅲ</td> <td>0～10⁵ s⁻¹</td> <td>1</td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td>室内ダスト モニタ</td> <td>施設内</td> <td>0～10³ s⁻¹</td> <td>1</td> <td>管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。</td> <td>アルファ線</td> </tr> </tbody> </table>	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	使用方法	測定線種	排気ダスト モニタ	排気口Ⅰ	0～10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。	アルファ線	排気口Ⅱ、Ⅲ	0～10 ⁵ s ⁻¹	1	アルファ線	室内ダスト モニタ	施設内	0～10 ³ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	アルファ線	<p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p>
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	使用方法	測定線種																			
排気ダスト モニタ	排気口Ⅰ	0～10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。	アルファ線																			
	排気口Ⅱ、Ⅲ	0～10 ⁵ s ⁻¹	1		アルファ線																			
室内ダスト モニタ	施設内	0～10 ³ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	アルファ線																			

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考																														
<p>使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、<u>臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</u> 2. 核燃料物質の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>別表第11 放射線測定機器及び設置箇所</p> <table border="1" data-bbox="1359 304 2448 724"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>設置箇所</th> <th>数量</th> <th>使用方法</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハンドフットクロスモニタ</td> <td>管理区域出入口</td> <td>1</td> <td>手、足、衣服等の表面密度の測定に用いる。</td> <td>アルファ線 ベータ線</td> </tr> <tr> <td>表面汚染検査用サーベイメータ</td> <td rowspan="2">施設内</td> <td>二</td> <td>床及び機器等の表面密度の測定に用いる。</td> <td>アルファ線 ベータ線</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線サーベイメータ</td> <td>二</td> <td>線量当量率の測定に用いる。</td> <td>ガンマ線</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第12 放射線測定機器の警報装置の作動条件</p> <table border="1" data-bbox="1359 793 2398 1092"> <thead> <tr> <th>測定機器</th> <th>測定対象</th> <th>測定線種</th> <th>警報装置の作動条件^{注)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">排気ダストモニタ</td> <td>排気口Ⅰの放射性塵埃の濃度</td> <td>アルファ線</td> <td>1日平均して 7×10^{-8} Bq/cm³ 以上</td> </tr> <tr> <td>排気口Ⅱ、Ⅲの放射性塵埃の濃度</td> <td>アルファ線</td> <td>1日平均して 7×10^{-8} Bq/cm³ 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 警報装置の作動条件の値はバックグラウンドを除く値とする。なお、この値より低い値で作動させることができるものとする。</p> <p>【原科研使用施設等保安規定第4編（プルトニウム研究1棟の管理）】 （貯蔵） 第19条 ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第9(1)、(2)に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる制限量を超過して貯蔵してはならない。 2 ホット使用施設管理課長は、別表第9(1)、(2)に掲げる設備ごとに最大貯蔵量を表示しなければならない。 3 ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。 4 ホット使用施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵した容器を収納した容器について、定期的に点検しなければならない。 （臨界管理） 第20条 ホット使用施設管理課長は、核燃料物質について、使用、運搬、貯蔵その他の取扱いをするときは、いかなる場合においても、臨界に達することがないように管理しなければならない。</p>	機器種別	設置箇所	数量	使用方法	測定線種	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線 ベータ線	表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	二	床及び機器等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線 ベータ線	ガンマ線サーベイメータ	二	線量当量率の測定に用いる。	ガンマ線	測定機器	測定対象	測定線種	警報装置の作動条件 ^{注)}	排気ダストモニタ	排気口Ⅰの放射性塵埃の濃度	アルファ線	1日平均して 7×10^{-8} Bq/cm ³ 以上	排気口Ⅱ、Ⅲの放射性塵埃の濃度	アルファ線	1日平均して 7×10^{-8} Bq/cm ³ 以上	<p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p> <p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p>
	機器種別	設置箇所	数量	使用方法	測定線種																											
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線 ベータ線																												
表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	二	床及び機器等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線 ベータ線																												
ガンマ線サーベイメータ		二	線量当量率の測定に用いる。	ガンマ線																												
測定機器	測定対象	測定線種	警報装置の作動条件 ^{注)}																													
排気ダストモニタ	排気口Ⅰの放射性塵埃の濃度	アルファ線	1日平均して 7×10^{-8} Bq/cm ³ 以上																													
	排気口Ⅱ、Ⅲの放射性塵埃の濃度	アルファ線	1日平均して 7×10^{-8} Bq/cm ³ 以上																													

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考																																												
<p>使用規則第2条の12第1項第11号 放射性廃棄物の廃棄 1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）の実施体制が定められていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第1編（総則）】 第4章 放射性廃棄物の管理 （環境へ放出する放射性廃棄物の管理及び廃棄） 第26条 次の表の左欄に掲げる施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）の管理及び廃棄は、同表の右欄に掲げる者（以下「気体廃棄物の管理者」という。）が行う。</p> <table border="1" data-bbox="1359 449 2347 1031"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>気体廃棄物の管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）</td> <td>放射性廃棄物管理第1課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）</td> <td>放射性廃棄物管理第2課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）</td> <td>高減容処理技術課長</td> </tr> <tr> <td><u>プルトニウム研究1棟</u></td> <td><u>ホット使用施設管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>ホットラボ</td> <td>未照射燃料管理課長</td> </tr> <tr> <td>JRR-3</td> <td>JRR-3管理課長</td> </tr> <tr> <td>燃料試験施設</td> <td>実用燃料試験課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物安全試験施設</td> <td>ホット材料試験課長</td> </tr> <tr> <td>NSRR</td> <td>NSRR管理課長</td> </tr> <tr> <td>バックエンド研究施設</td> <td>BECKY技術課長</td> </tr> <tr> <td>FCA</td> <td>臨界技術第2課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）の管理及び廃棄は、同表の右欄に掲げる者（以下「液体廃棄物の管理者」という。）が行う。</p> <table border="1" data-bbox="1359 1136 2347 1717"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>液体廃棄物の管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）</td> <td>放射性廃棄物管理第1課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）</td> <td>放射性廃棄物管理第2課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）</td> <td>高減容処理技術課長</td> </tr> <tr> <td><u>プルトニウム研究1棟</u></td> <td><u>工務第1課長</u></td> </tr> <tr> <td>ホットラボ</td> <td>工務第2課長</td> </tr> <tr> <td>JRR-3</td> <td rowspan="5">工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>燃料試験施設</td> </tr> <tr> <td>廃棄物安全試験施設</td> </tr> <tr> <td>NSRR</td> </tr> <tr> <td>バックエンド研究施設</td> </tr> <tr> <td>FCA</td> <td>工務第1課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>（放射性廃棄物の引渡し前の措置） 第27条 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物の引渡し前の措置は、当該放射性廃棄物を発生させた課長等が行う。ただし、使用施設等で発生した共用の容器に収納される固体状放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）については、第7条に定める区域管理者が行う。</p>	施設	気体廃棄物の管理者	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長	廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長	<u>プルトニウム研究1棟</u>	<u>ホット使用施設管理課長</u>	ホットラボ	未照射燃料管理課長	JRR-3	JRR-3管理課長	燃料試験施設	実用燃料試験課長	廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長	NSRR	NSRR管理課長	バックエンド研究施設	BECKY技術課長	FCA	臨界技術第2課長	施設	液体廃棄物の管理者	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長	廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長	<u>プルトニウム研究1棟</u>	<u>工務第1課長</u>	ホットラボ	工務第2課長	JRR-3	工務第1課長	燃料試験施設	廃棄物安全試験施設	NSRR	バックエンド研究施設	FCA	工務第1課長	<p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p>
施設	気体廃棄物の管理者																																													
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長																																													
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長																																													
廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長																																													
<u>プルトニウム研究1棟</u>	<u>ホット使用施設管理課長</u>																																													
ホットラボ	未照射燃料管理課長																																													
JRR-3	JRR-3管理課長																																													
燃料試験施設	実用燃料試験課長																																													
廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長																																													
NSRR	NSRR管理課長																																													
バックエンド研究施設	BECKY技術課長																																													
FCA	臨界技術第2課長																																													
施設	液体廃棄物の管理者																																													
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長																																													
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長																																													
廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長																																													
<u>プルトニウム研究1棟</u>	<u>工務第1課長</u>																																													
ホットラボ	工務第2課長																																													
JRR-3	工務第1課長																																													
燃料試験施設																																														
廃棄物安全試験施設																																														
NSRR																																														
バックエンド研究施設																																														
FCA	工務第1課長																																													

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考																								
	<p>2 第2編第44条の2及び第46条に規定する引渡し前の措置を講じた放射性廃棄物の放射性廃棄物管理第1課長への引取りの依頼は、前項の課長等又は区域管理者が行う。</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる施設の廃液貯槽に貯留された液体廃棄物の放射性廃棄物管理第1課長への引取りの依頼は、同表の右欄に掲げる者が行う。</p> <table border="1" data-bbox="1359 367 2338 1150"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>引取りの依頼を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）</td> <td>放射性廃棄物管理第1課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）</td> <td>放射性廃棄物管理第2課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）</td> <td>高減容処理技術課長</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム研究1棟</td> <td>工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>ホットラボ</td> <td>工務第2課長</td> </tr> <tr> <td>JRR-3</td> <td>工務第1課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料試験施設</td> <td>実用燃料試験課長（アルファ・ガンマ廃液に限る。）</td> </tr> <tr> <td>工務第1課長（アルファ・ガンマ廃液を除く。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物安全試験施設</td> <td>ホット材料試験課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液に限る。）</td> </tr> <tr> <td>工務第1課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液を除く。）</td> </tr> <tr> <td>NSRR</td> <td rowspan="3">工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>バックエンド研究施設</td> </tr> <tr> <td>FCA</td> </tr> </tbody> </table> <p>【原科研使用施設等保安規定第2編（放射線管理）】 第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 （固体廃棄物の保管）</p> <p>第45条 課長等は、前条の措置を講じた固体廃棄物を使用施設等内で保管するときは、<u>第4編</u>から第12編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならない。また、廃棄物処理場においては、前条の措置を講じた固体廃棄物を使用施設等内で保管するときは、第3編の別表第3の9～別表第3の11において指定されている発生廃棄物保管場所で保管しなければならない。</p> <p>2 区域管理者は、前項の廃棄物保管場所及び発生廃棄物保管場所に別記様式に示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を封入した指定の容器が金属製でない場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器（ポンプ、配管、タンク等）であって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。</p>	施設	引取りの依頼を行う者	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長	廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長	廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長	プルトニウム研究1棟	工務第1課長	ホットラボ	工務第2課長	JRR-3	工務第1課長	燃料試験施設	実用燃料試験課長（アルファ・ガンマ廃液に限る。）	工務第1課長（アルファ・ガンマ廃液を除く。）	廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液に限る。）	工務第1課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液を除く。）	NSRR	工務第1課長	バックエンド研究施設	FCA	<p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p>
施設	引取りの依頼を行う者																									
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟及び減容処理棟を除く。）	放射性廃棄物管理第1課長																									
廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）	放射性廃棄物管理第2課長																									
廃棄物処理場（解体分別保管棟及び減容処理棟）	高減容処理技術課長																									
プルトニウム研究1棟	工務第1課長																									
ホットラボ	工務第2課長																									
JRR-3	工務第1課長																									
燃料試験施設	実用燃料試験課長（アルファ・ガンマ廃液に限る。）																									
	工務第1課長（アルファ・ガンマ廃液を除く。）																									
廃棄物安全試験施設	ホット材料試験課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液に限る。）																									
	工務第1課長（高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液を除く。）																									
NSRR	工務第1課長																									
バックエンド研究施設																										
FCA																										

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考																																							
	<p>別表第 11 気体廃棄物の放出管理基準値</p> <table border="1" data-bbox="1350 262 2386 1012"> <thead> <tr> <th>使用施設等名</th> <th>排気筒名</th> <th>放出管理基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">廃棄物処理場</td> <td>第 1 廃棄物処理棟</td> <td>(DAC) p × 1</td> </tr> <tr> <td>第 2 廃棄物処理棟</td> <td>(DAC) p × 1</td> </tr> <tr> <td>液体処理建家</td> <td>(DAC) p × 1</td> </tr> <tr> <td>第 3 廃棄物処理棟</td> <td>(DAC) p × 1</td> </tr> <tr> <td>解体分別保管棟</td> <td>(DAC) p × 1</td> </tr> <tr> <td>減容処理棟</td> <td>(DAC) p × 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">プルトニウム研究 1 棟</td> <td><u>I</u></td> <td><u>(DAC) p × 1 0</u></td> </tr> <tr> <td><u>II、III</u></td> <td><u>(DAC) p × 1 0</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ホットラボ</td> <td>主</td> <td>(DAC) p × 1 0</td> </tr> <tr> <td>副</td> <td>(DAC) p × 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料試験施設</td> <td>(DAC) p × 1 0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄物安全試験施設</td> <td>(DAC) p × 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バックエンド研究施設</td> <td>(DAC) p × 1 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) (DAC) p とは、第 29 条第 2 項に規定する周辺監視区域外の空气中濃度限度をいう。</p> <p>【原科研使用施設等保安規定第 4 編（プルトニウム研究1棟の管理）】 第 7 章 固体廃棄物の保管 <u>（固体廃棄物の保管）</u> 第 27 条 ホット使用施設管理課長は、固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの限られた期間、施設内で保管するときは、別表第 13 に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。 2 ホット使用施設管理課長は、前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3 月間に 1 回以上巡視しなければならない。</p> <p>別表第 13 廃棄物保管場所の保管能力</p> <table border="1" data-bbox="1359 1472 2226 1604"> <thead> <tr> <th>廃棄物保管場所</th> <th>保管能力 (2000 ドラム缶換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>113号室</u></td> <td><u>30 本</u></td> </tr> </tbody> </table>	使用施設等名	排気筒名	放出管理基準値	廃棄物処理場	第 1 廃棄物処理棟	(DAC) p × 1	第 2 廃棄物処理棟	(DAC) p × 1	液体処理建家	(DAC) p × 1	第 3 廃棄物処理棟	(DAC) p × 1	解体分別保管棟	(DAC) p × 1	減容処理棟	(DAC) p × 1	プルトニウム研究 1 棟	<u>I</u>	<u>(DAC) p × 1 0</u>	<u>II、III</u>	<u>(DAC) p × 1 0</u>	ホットラボ	主	(DAC) p × 1 0	副	(DAC) p × 1		燃料試験施設	(DAC) p × 1 0		廃棄物安全試験施設	(DAC) p × 1		バックエンド研究施設	(DAC) p × 1 0	廃棄物保管場所	保管能力 (2000 ドラム缶換算)	<u>113号室</u>	<u>30 本</u>	<p>プルトニウム研究 1 棟を政令 41 条非該当施設としての管理に移行するため</p>
使用施設等名	排気筒名	放出管理基準値																																							
廃棄物処理場	第 1 廃棄物処理棟	(DAC) p × 1																																							
	第 2 廃棄物処理棟	(DAC) p × 1																																							
	液体処理建家	(DAC) p × 1																																							
	第 3 廃棄物処理棟	(DAC) p × 1																																							
	解体分別保管棟	(DAC) p × 1																																							
	減容処理棟	(DAC) p × 1																																							
プルトニウム研究 1 棟	<u>I</u>	<u>(DAC) p × 1 0</u>																																							
	<u>II、III</u>	<u>(DAC) p × 1 0</u>																																							
ホットラボ	主	(DAC) p × 1 0																																							
	副	(DAC) p × 1																																							
	燃料試験施設	(DAC) p × 1 0																																							
	廃棄物安全試験施設	(DAC) p × 1																																							
	バックエンド研究施設	(DAC) p × 1 0																																							
廃棄物保管場所	保管能力 (2000 ドラム缶換算)																																								
<u>113号室</u>	<u>30 本</u>																																								

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考																																																																	
<p>使用規則第2条の12第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 <ol style="list-style-type: none"> 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること。 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。 防災訓練の実施頻度について定められていること。 <p>使用規則第2条の12第1項第13号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。 	<p>【原科研使用施設等保安規定第4編（プルトニウム研究1棟の管理）】 第5章 異常時の措置 第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p><u>第23条の3 ホット使用施設管理課長は、第1節から第4節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第34条第3項及び第36条第2項の定めにより措置しなければならない。</u></p> <p>【原科研使用施設等保安規定第1編（総則）】</p> <p>別表第6 核燃料使用規則に基づく記録（第42条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">記録事項</th> <th rowspan="2">記録すべき場合</th> <th rowspan="2">記録責任者</th> <th rowspan="2">保存責任者</th> <th rowspan="2">保存期間</th> <th colspan="12">保安規定各編の該当条番号</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 イ 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理統括者</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> <td></td><td></td><td></td><td>27</td><td><u>15</u></td><td>13</td><td>14</td><td>13</td><td>13</td><td>16</td><td>13</td><td>14</td><td>13</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td>の2</td><td>の2</td><td>の2</td><td>の2</td><td>の2</td><td>の2</td><td>の2</td><td>の2</td><td>の2</td><td>の2</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号												1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間				27	<u>15</u>	13	14	13	13	16	13	14	13									の2	の2	の2	の2	の2	の2	の2	の2	の2	の2	<p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p> <p>本申請の範囲外</p> <p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p>
記録事項	記録すべき場合						記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号																																																									
		1	2	3	4	5				6	7	8	9	10	11	12																																																			
1 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間				27	<u>15</u>	13	14	13	13	16	13	14	13																																																		
								の2	の2	の2	の2	の2	の2	の2	の2	の2	の2																																																		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（プルトニウム研究1棟）

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）										備考							
	ロ 核燃料使用規則第2条の11の7第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	35 の2 35 の3 35 の4 の4	17 の3 17 の4 17 の5	<u>11</u> の2 <u>11</u> の3 <u>11</u> の4	10 の2 10 の3 10 の4	12 の2 12 の3 12 の4	10 の2 10 の3 10 の4	10 の2 10 の3 10 の4	14 の2 14 の3 14 の4	11 の2 11 の3 11 の4	12 の2 12 の3 12 の4	11 の2 11 の3 11 の4	12 の2 12 の3 12 の4	
	ハ 第2条の11の7第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	35 の6	17 の7	<u>11</u> の6	10 の6	12 の6	10 の6	10 の6	14 の6	11 の6	12 の6	11 の6	11 の6	
2 放射線管理記録 イ 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	区域放射線管理担当課長	区域放射線管理担当課長	5年間	18													
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度（連続して排気又は排水をする場合は連続して）	区域放射線管理担当課長	区域放射線管理担当課長	5年間	18													
ハ 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率（イに規定する場合のものを除く。）並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	管理区域は区域放射線管理担当課長、周辺監視区域は環境放射線管理課長	管理区域は区域放射線管理担当課長、周辺監視区域は環境放射線管理課長	5年間	18 35													
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出	1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごと1回及び1月間の線量にあって	線量管理課長	線量管理課長	当該記録に係る放射線業務従事者になった場合は	26 27 28													

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（プルトニウム研究1棟）

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）												備考																	
	<p>た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</p>	<p>ては毎月1回</p>			<p>その記録を保存している期間</p>																									
	<p>ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</p>	<p>原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る。)</p>	<p>線量管理課長</p>	<p>線量管理課長</p>	<p>当該記録を保存している期間</p>	<p>41</p>	<p>26</p>	<p>27</p>	<p>28</p>																					
	<p>へ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</p>	<p>その都度</p>	<p>線量管理課長</p>	<p>線量管理課長</p>	<p>当該記録を保存している期間</p>	<p>25</p>	<p>26</p>	<p>27</p>	<p>28</p>																					

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（プルトニウム研究1棟）

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）														備考
					合 お い て、 使 者 が 記 原 規 員 指 る に 渡 す ま の 期 間										
	ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	線量管理課長	線量管理課長	当該記録が線業務者となつた又はその記録を保存している期間をえ合 合 い て、 使 者 が 記 原 規 員 指 る に 渡 す ま の 期 間	41	23 28								
	チ 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	核燃料物質は核燃料管理者、核燃料物質によつて汚染されたものあつては課長等	核燃料物質は核燃料管理者、核燃料物質によつて汚染されたものあつては課長等	1年間	41									
	リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器	廃棄の都度	* 3	* 4	法第57条の5第3項において準用する法第12条の6第8項の確	45	15								

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（プルトニウム研究1棟）

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）													備考					
	に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法				けるまでの期間*5														
	ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	*3	*4	法第57条の5第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間*5	44	12	の	13										
	3 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。） イ 使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度（連続式にあつては連続して）	施設管理者	施設管理者	1年間														
	ロ 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間														
	ハ 警報装置から発せられた警報の内容（令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。） *1, *2	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	18	<u>6</u>	6	8	6	6	9	6	27	26				プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため
	ニ 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	施設管理者	施設管理者	1年間														
	4 使用施設等の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第57条の5第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間*5	45													

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（プルトニウム研究1棟）

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）													備考	
				けるま での期 間											
	ロ 事故の状況及び事故に際して採った措置	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	45										
	ハ 事故の原因	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	45										
	ニ 事故後の処置	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	45										
	5 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	部長	部長	3年間	31									
	ロ 保安教育の実施の日時及び項目	実施の都度	部長	部長	3年間	31									
	ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	部長	部長	3年間	31									
	6 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、部長及び課長等	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、部長及び課長等	当該文書又は記録の作成又は変更後3年経過するまでの期間	16									

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（プルトニウム研究1棟）

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）											備考						
	7 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称	廃止の措置に係る工事の各工程の終了の都度	施設管理者	施設管理者	法第57条の5第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間													<p>* 1 核燃料物質の使用の変更の許可申請書に記載されている警報装置及び火災警報を含む。</p> <p>* 2 試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>* 3 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とする。また、廃棄物処理場については、処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該処理前廃棄物保管場所を管理する課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長又は高減容処理技術課長）とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長又は工務第1課長）とする。なお、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 4 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とする。また、廃棄物処理場については、処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該処理前廃棄物保管場所を管理する課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長又は高減容処理技術課長）とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長又は工務第1課長）とする。なお、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 5 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とする。また、廃棄物処理場の処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を処理するまでの期間とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とする。</p>

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）				備考
<p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。 2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第1編（総則）】 別表第1 使用施設等の区分（第3条関係）</p>				<p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p>
	使用施設等	本体施設	特定施設	放射線管理施設 屋内管理用放射線管理設備 屋外管理用放射線管理設備	
	廃棄物処理場	(1) 処理前廃棄物保管場所 (2) 液体廃棄物貯蔵施設 (3) 固体廃棄物処理施設 (4) 液体廃棄物処理施設 (5) 第1保管廃棄施設（うち(7)を除く。） (6) 第2保管廃棄施設 (7) 解体分別保管棟の電源設備、気体廃棄設備及び空気圧縮設備 (8) 減容処理棟の受変電設備、気体廃棄設備及び空気圧縮設備 (9) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 空気圧縮設備 ※ 但し、本体施設(7)、(8)を除く。	第3編別表第15(排気ダストモニタを除く。)及び別表第16に掲げる放射線測定機器 第2編別表第15に掲げる放射線測定機器及び第3編～第10編及び第12編別表に掲げる排気ダストモニタ又は排気ガスモニタ	
	プルトニウム研究1棟	(1) グローブボックス等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備	第4編別表第10(排気ダストモニタを除く。)及び別表第11に掲げる放射線測定機器	
	ホットラボ	(1) ケーブ、セル等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第5編別表第11(排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。)及び別表第12に掲げる放射線測定機器	
	JRR-3	利用施設 (1) 照射施設 (2) 実験施設 その他の施設 (1) 貯蔵施設 (2) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第6編別表第16(排気筒ダストモニタ及び排気筒ガスモニタを除く。)及び別表第17に掲げる放射線測定機器	
	燃料試験施設	(1) セル、メンテナンスボックス及びプール (2) 貯蔵施設 (3) アルファ・ガンマ液体廃棄設備 (4) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第7編別表第12(排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。)及び別表第13に掲げる放射線測定機器	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（プルトニウム研究1棟）

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）				備考
	廃棄物安全試験施設	(1) セル、グローブボックス等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) 高レベル廃液及びアルファ・ガンマ廃液に係る液体廃棄設備 (4) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第8編別表第11(排気ダストモニタを除く。)及び別表第12に掲げる放射線測定機器	
	NSRR	(1) セミホットケープ、セミホットセル等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) 特定施設以外の液体廃棄設備 (4) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備	第9編別表第18(排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。)及び別表第19に掲げる放射線測定機器	
	バックエンド研究施設	(1) セル、グローブボックス、試験機器等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) 特定施設以外の気体廃棄設備 (4) 特定施設以外の液体廃棄設備 (5) その他特定施設以外の設備	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 圧縮空気設備	第10編別表第12(排気ダストモニタ及び排気ガスモニタを除く。)及び別表第13に掲げる放射線測定機器	
	JRR-4	(1) 貯蔵施設 (2) その他特定施設以外の施設	(1) 受変電設備	第11編別表第12及び別表第13に掲げる放射線測定機器	
	FCA	(1) 原子炉格納施設等の使用施設 (2) 貯蔵施設 (3) その他特定施設以外の施設	(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備	第12編別表第10(排気ダストモニタを除く。)及び別表第11に掲げる放射線測定機器	
<p>【原科研使用施設等保安規定第4編（プルトニウム研究1棟の管理）】</p> <p>第3章 保守管理 (施設管理目標の策定)</p> <p>第11条の2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、プルトニウム研究1棟（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びにホット使用施設管理課長に通知しなければならない。</p>					

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考
	<p>4 <u>ホット使用施設管理課長は、前項の通知を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u> <u>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</u> 第11条の3 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</u> 2 <u>ホット使用施設管理課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> 3 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u> 4 <u>臨界ホット試験技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u> 5 <u>ホット使用施設管理課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u> <u>（施設管理実施計画等の策定）</u> 第11条の4 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</u> イ <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u> ロ <u>使用施設等の設計及び工事に関すること。</u> ハ <u>使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u> ニ <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</u> ホ <u>使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u> ヘ <u>使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u> ト <u>への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u> チ <u>使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u> 2 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u> イ <u>使用施設等の工事の方法及び時期</u> ロ <u>使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u> 3 <u>第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u> 4 <u>ホット使用施設管理課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> 5 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u> 6 <u>臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u> 7 <u>ホット使用施設管理課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第</u></p>	<p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p>

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考
	<p><u>2課長に通知しなければならない。</u> <u>（保全活動の実施）</u></p> <p><u>第11条の5 ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u> <u>（保全活動の有効性評価及び改善）</u></p> <p><u>第11条の6 ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u> <u>（保守の通知等）</u></p> <p><u>第12条 ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、プルトニウム研究1棟の保守に係る必要な事項についての通知及び必要な措置についての要請を相互に行うものとする。</u> <u>（計画停電時の措置）</u></p> <p><u>第13条 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、計画停電時の保安措置については、それぞれ、核燃料取扱主任者の同意を得るとともに、第2条に定める手引により行わなければならない。</u> <u>（定期事業者検査）</u></p> <p><u>第14条 原子力施設検査室長は、プルトニウム研究1棟の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 定期事業者検査計画</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び実施体制</u></p> <p><u>ハ 予定期間</u></p> <p><u>ニ 施設管理目標</u></p> <p><u>(2) 定期事業者検査要領書</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び検査場所</u></p> <p><u>ハ 検査前条件</u></p> <p><u>ニ 検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p><u>ホ 検査の判定基準</u></p> <p><u>2 ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p><u>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>4 ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>5 原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</u> <u>（修理及び改造計画）</u></p> <p><u>第15条 ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その</u></p>	

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考
	<p><u>修理及び改造が法第 55 条の 2 第 1 項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>イ <u>修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ <u>修理及び改造の内容</u> ハ <u>予定期間</u></p> <p>2 <u>工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第 1 項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第 3 項の承認を受けたときは、ホット使用施設管理課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</u></p> <p>6 <u>ホット使用施設管理課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の 2 第 1 項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</u> （使用前事業者検査）</p> <p><u>第 15 条の 2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第 1 号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>使用前事業者検査計画</u> イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ <u>工事の内容</u> ハ <u>検査の項目及び実施体制</u> ニ <u>予定期間</u></p> <p>(2) <u>使用前事業者検査要領書</u> イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> ロ <u>検査の項目及び検査場所</u> ハ <u>検査前条件</u> ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u> ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第 1 項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</u> （保守結果の通知等）</p> <p><u>第 16 条 原子力施設検査室長は、第 14 条第 5 項及び前条第 5 項の確認を受けたときは、当該事項に関係のある課長等に通知しなければならない。</u></p>	<p>プルトニウム研究1棟を政令 41 条非該当施設としての管理に移行するため</p>

保安規定審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更前（記載を削除する箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第16号～第17号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第18号 その他必要な事項 1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>2 <u>ホット使用施設管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第14条の定期事業者検査が終了したとき、第15条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、相互に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</u> <u>（巡視）</u></p> <p><u>第17条 ホット使用施設管理課長及び工務第1課長は、それぞれ、本体施設及び特定施設について、第11条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</u></p> <p>【原科研使用施設等保安規定第1編（総則）】 第1章 通則 （目的） 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第57条第1項の規定に基づき定める。 2 この規定は、次に掲げる使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設(以下「使用施設等」という。)の保安に関する基本的事項について定め、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)原子力科学研究所(以下「研究所」という。)における核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物、又は使用施設等による災害を防止することを目的とする。 (1) 放射性廃棄物処理場(以下「廃棄物処理場」という。) <u>(2) プルトニウム研究1棟</u> (3) ホットラボ (4) JRR-3 (5) 燃料試験施設 (6) 廃棄物安全試験施設 (7) NSRR (8) バックエンド研究施設 (9) JRR-4 <u>(10) FCA</u></p>	<p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p> <p>本申請の範囲外</p> <p>プルトニウム研究1棟を政令41条非該当施設としての管理に移行するため</p>